

岩手県選挙管理委員会規程 1 号

岩手県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 9 月 27 日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉 田 瑞 彦

岩手県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

岩手県選挙管理委員会規程（昭和55年岩手県選挙管理委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(委員長及び委員の氏名等の告示)</p> <p>第 9 条 委員会は、委員長が選挙されたとき、又は委員長職務代理者が指定されたときは、直ちにその旨並びにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。委員が欠けたとき、又は委員が補欠されたときも、同様とする。</p>	<p>(委員長及び委員の氏名等の告示)</p> <p>第 9 条 委員会は、委員長が選挙されたとき、又は委員長職務代理者が指定されたときは、直ちにその旨並びにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。委員が欠けたとき、又は委員が補欠されたときも、同様とする。<u>ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、令和 6 年 9 月 27 日から施行する。